

## 北部地域振興交流拠点連絡調整会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 北部地域に設置を検討している北部地域振興交流拠点（以下「北部拠点」という。）について、埼玉県（以下「県」という。）及び熊谷市（以下「市」という。）の連絡調整を行うため、北部地域振興交流拠点連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、北部拠点の在り方や円滑な整備に必要な事項等について検討及び調整を行う。

### (構成)

第3条 連絡調整会議は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 連絡調整会議に議長を置き、県企画財政部行政・デジタル改革局長をもって充てる。
- 3 連絡調整会議に副議長を置き、市総合政策部長をもって充てる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

### (会議)

第4条 連絡調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前条の委員以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 4 委員が連絡調整会議に出席できないときは、委員は所属の職員を代わりに出席させることができる。
- 5 連絡調整会議は、会議の公開により県・市の連絡調整に著しい支障が生ずるおそれがある場合は非公開とし、後日、議事の要旨を公開する。

### (幹事会の構成)

第5条 連絡調整会議に、特定事項を調査及び検討させるため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、県企画財政部政策・財務局長をもって充てる。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、市企画課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会は、幹事長が招集する。

2 幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。

3 幹事長は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の委員により幹事会を開催することができる。また、必要であると認めるときは、前条の委員以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

4 委員が幹事会に出席できないときは、委員は所属の職員を代わりに出席させることができる。

5 幹事会は原則として非公開とする。

(事務局)

第7条 連絡調整会議の事務局は、県企画財政部行政・デジタル改革課に置く。

2 事務局は、議長の命を受けて、連絡調整会議の各種事務を処理する。

(設置期間)

第8条 連絡調整会議の設置期間は、本要綱施行日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月13日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

埼玉県	企画財政部行政・デジタル改革局長
	企画財政部政策・財務局長
	産業労働部産業政策局長
熊谷市	総合政策部長
	総務部長
	都市整備部長
	建設部長

別表 2 (第 5 条関係)

埼玉県	企画財政部政策・財務局長
	企画財政部行政・デジタル改革課長
	総務部管財課長
	危機管理防災部災害対策課長
	産業労働部産業拠点整備推進幹
	教育局生涯学習推進課長
熊谷市	市長公室政策調査課スマートシティ担当副参事
	総合政策部企画課長
	総合政策部施設マネジメント課長
	総務部庶務課長
	都市整備部都市計画課長
	都市整備部建築審査課長
	建設部営繕課長